

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4397

(1/1)

日付	令和 7 年 8 月 29 日	支出額	17,600 円
項目	事務所費	充当額	15,840 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場代（2 台分）令和 7 年 9 月分		
備考			

支払証明書あり

理由 口座引落のため



更新覚書【駐車場】

貸貸人 [REDACTED] (以下甲という)は、頭書(5)記載の代理人(業者)を代理人として、
賃借人 宇田川幸夫 (以下乙という)と、後記賃貸借物件に関する賃貸借契約(以下原契約という)
の契約更新について、以下の通り合意します。この契約の締結を証するため、本書を作成し乙の記名の上、各人1通を保有する。

(1) 賃貸借の目的物

名称	秋桜駐車場		
所在地	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6		
区画番号	No.	[REDACTED]	

(2) 契約期間

契約期間	始期	2025 年 04 月 01 日	2 年 0 月間
	終期	2027 年 03 月 31 日	

(3) 駐車料及び支払方法

賃料	駐車料	月額	8,800 円	課 (うち消費税額: 800 円) (10%対象)
	敷金	円	賃料 0 円	ヶ月相当分

更新費用	更新事務手数料	新賃料の 0 円	ヶ月分	円	課 (うち消費税額 円) (10%対象)
------	---------	----------	-----	---	----------------------

(4) 追加特約(特約に追加項目が発生した際に記載)

・区画移動の際は、新規契約扱いとなり改めて変更手数料(1ヶ月+税)が発生する。
・駐車車両は普通車両のみとし、トラック(軽トラ含む)等作業車となるものは駐車禁止とする。
・駐車場区画には車両のみを駐車するものし、私物等車両以外のものを置くことは一切禁止とする。尚、当該駐車場区画を利用する車両は届け出ている車両のみとする。
・保管場所使用承諾証明書 発行手数料は1区画につき3,300円(税込)を支払うものとする。
・電気自動車用EVスタンドを利用する場合は管理会社への事前予約を必要とする。使用方法は現地案内を確認するものとする。支払方法はクレジット払いのみとする。

(5) その他の条項については、入居契約時の原契約書に基づくものとする。

貸主	住所	[REDACTED]		
	貸主名	[REDACTED]		
賃貸人代理	住所	〒340-0806 埼玉県八潮市伊草2-12-28 1F		
	管理人名	株式会社 ハル	連絡請求書登録番号:	T9030001147928
借主(乙)	フリガナ	ウダガワユキオ		
	氏名	宇田川 幸夫		
	住所	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6コスモス 202		
	勤務先名	[REDACTED]		
	メールアドレス	contact@udagawayukio.com		
連帯保証人及び極度額	フリガナ	極度額	借主との関係	
	氏名	生年月日	TEL	
※現契約書に基づく保証継続とする。	住所	携帯		
	商号	エルズサポート		
緊急連絡先	氏名	続柄	TEL	
	住所	携帯		

(7) 車両等

メーカー/車種	色	登録番号
ダイハツ	シルバー	[REDACTED]

更新契約書_秋桜駐車場_002

最終監査レポート

2025-03-04

作成日:	2024-12-23 (日本標準時)
ユーザー名:	株式会社 ハル
ステータス:	署名済み
トランザクション ID:	OBJCHBCAABAAE7YZ3q1d4GI2OR4GoYS5Gq-ohlqhvcmq

履歴

-  株式会社 ハル が文書を作成しました
2024-12-23 - 15:24:50 GMT+9
-  文書が署名のために contact@udagawayukio.com 様に電子メールで送信されました
2024-12-23 - 15:25:19 GMT+9
-  contact@udagawayukio.com 様が電子メールを開覧しました
2025-03-04 - 14:44:38 GMT+9
-  署名者 contact@udagawayukio.com 様は 署名時に 宇田川 幸夫 として名前を入力しました
2025-03-04 - 14:46:48 GMT+9
-  宇田川 幸夫 (contact@udagawayukio.com) 様が文書に電子サインしました
署名日: 2025-03-04 - 14:46:50 GMT+9 - タイムソース: サーバー
-  文書が承認のために 様に電子メールで送信されました
2025-03-04 - 14:46:52 GMT+9
-  様が電子メールを開覧しました
2025-03-04 - 15:01:29 GMT+9
-  様が文書を承認しました
承認日: 2025-03-04 - 15:01:38 GMT+9 - タイムソース: サーバー
-  すべてのプロセスが完了しました
2025-03-04 - 15:01:38 GMT+9



Powered by
Adobe
Acrobat Sign



更新覚書【駐車場】

貸貸人 [REDACTED] (以下甲という)は、頭書(5)記載の代理人(業者)を代理人として、
賃借人 宇田川幸夫 (以下乙という)と、後記賃貸借物件に関する賃貸借契約(以下原契約という)
の契約更新について、以下の通り合意します。この契約の締結を証するため、本書を作成し乙の記名の上、各人1通を保有する。

(1) 賃貸借の目的物

名称	秋桜駐車場		
所在地	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6		
区画番号	No.	[REDACTED]	

(2) 契約期間

契約期間	始期	2025 年 03 月 18 日	2 年 0 月間
	終期	2027 年 03 月 17 日	

(3) 駐車料及び支払方法

賃料	駐車料	月額	8,800 円	課 (うち消費税額: 800 円) (10%対象)
	敷金	円	賃料 0 円	ヶ月相当分

更新費用	更新事務手数料	新賃料の 0 円	ヶ月分	円	課 (うち消費税額 円) (10%対象)
------	---------	----------	-----	---	----------------------

(4) 追加特約(特約に追加項目が発生した際に記載)

・区画移動の際は、新規契約扱いとなり改めて変更手数料(1ヶ月+税)が発生する。
・駐車車両は普通車両のみとし、トラック(軽トラ含む)等作業車となるものは駐車禁止とする。
・駐車場区画には車両のみを駐車するものし、私物等車両以外のものを置くことは一切禁止とする。尚、当該駐車区画を利用する車両は届け出ている車両のみとする。
・保管場所使用承諾証明書 発行手数料は1区画につき3,300円(税込)を支払うものとする。
・電気自動車用EVスタンドを利用する場合は管理会社への事前予約を必要とする。使用方法は現地案内を確認するものとする。支払方法はクレジット払いのみとする。

(5) その他の条項については、入居契約時の原契約書に基づくものとする。

貸主	住所	[REDACTED]		
	貸主名	[REDACTED]		
賃貸人代理	住所	〒 340-0806	連絡請求書登録番号:	※業法第18条第1項に基づき印鑑登録
	管理者名	埼玉県八潮市伊草2-12-28 1F	TEL	048-935-5551
借主(乙)	フリガナ	ウダガワユキオ	連絡請求書登録番号: T9030001147928	
	氏名	宇田川 幸夫	TEL	048-932-4055
	住所	宇田川 幸夫 (2025年3月4日 14:43 GMT+9)	携帯	
	勤務先名	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6コスモス 202	勤務先TEL	[REDACTED]
	メールアドレス	contact@udagawayukio.com		
連帯保証人及び極度額	フリガナ		極度額	借主との関係
	氏名		生年月日	TEL
※現契約書に基づく保証継続とする。	住所		携帯	
	家賃債務保証業者	商号	エルズサポート	
緊急連絡先	氏名	[REDACTED]	携帯	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]

(7) 車両等

メーカー/車種	色	登録番号
トヨタ		[REDACTED]

更新契約書_秋桜駐車場_006

最終監査レポート

2025-03-04

作成日:	2024-12-23 (日本標準時)
ユーザー名:	株式会社 ハル
ステータス:	署名済み
トランザクション ID:	OBJCHBCAABAur-uTmRBgV8Y96Y-DfyFva2g9JUfo3De

履歴

-  株式会社 ハル が文書を作成しました
2024-12-23 - 15:21:09 GMT+9
-  文書が署名のために contact@udagawayukio.com 様に電子メールで送信されました
2024-12-23 - 15:21:59 GMT+9
-  contact@udagawayukio.com 様が電子メールを開覧しました
2025-03-04 - 14:40:02 GMT+9
-  署名者 contact@udagawayukio.com 様は 署名時に 宇田川 幸夫 として名前を入力しました
2025-03-04 - 14:42:59 GMT+9
-  宇田川 幸夫 (contact@udagawayukio.com) 様が文書に電子サインしました
署名日: 2025-03-04 - 14:43:01 GMT+9 - タイムソース: サーバー
-  文書が承認のために 様に電子メールで送信されました
2025-03-04 - 14:43:03 GMT+9
-  が文書を承認しました
承認日: 2025-03-04 - 15:00:57 GMT+9 - タイムソース: サーバー
-  すべてのプロセスが完了しました
2025-03-04 - 15:00:57 GMT+9



Powered by
Adobe
Acrobat Sign

駐車場賃貸借契約書

(1) 物件の表示

駐 車 場 名 コスモス 駐車場
所 在 地 埼玉県八潮市緑町2丁目18-6
区画番号 (1) 区画番号 (2)

(2) 駐車車両

車 名 (1) 車 体 の 色
日産車 東京野馬 緑 気 量
車 名 (2) 車 体 の 色
日産車 東京野馬 緑 気 量

(3) 借賃人 (甲)

借賃人 (乙) 宇田川 幸夫
車 名 (1) の 車 体 用 意
車 名 (2) の 車 体 用 意

(4) 契約期間

2023年04月01日から2025年03月31日まで2年間

(5) 賃料等・支払条件

月 額 賃 料 ¥8,800
金 融 機 関
店 名
預 金 種 別
口座番号
フリガナ
口座名義人
支払方法
支払期限
翌月分を当月末日までに支払う
遅延損害金
年14.0% (1年を365日として日割計算)
日割貸料等
算定基準
1ヶ月を暦日とする
保証会社
大和リビング株式会社
〒132-0083 東京都千代田区新大塚1-4-1
大和リビング株式会社 大和リビング株式会社
〒132-0083 東京都千代田区新大塚1-4-1
大和リビング株式会社 大和リビング株式会社

(6) 保証人

名 称 大和リビング株式会社
所 在 地 東京都中央区新大塚1-4-1
電 話 ストライフ 1階
03-4929-1180
通 信 先 フリーダイヤル 0120-200-850 (大和リビングお客様センター)

(7) 借賃人 (乙)

名 称 大和リビング株式会社
所 在 地 東京都中央区新大塚1-4-1
電 話 ストライフ 1階
03-4929-1180
通 信 先 フリーダイヤル 0120-200-850 (大和リビングお客様センター)

(8) 特約・特記事項

別紙賃貸借契約書特約・特記事項参照

契約締結日
西暦 年 月 日

貸賃人 (甲)

貸賃人 (甲) の代
理 人
〒132-0083 東京都千代田区新大塚1-4-1
大和リビング株式会社 大和リビング株式会社
支店長 藤子 芳之

住 所 〒132-0083 東京都千代田区新大塚1-4-1
フリガナ 大和リビング株式会社
氏 名 大和リビング株式会社
メールアドレス
所在地 〒 電話 ()
社 名 FAX ()
書類送付先 電話 ()
担当部署 FAX ()

印

※乙が、本駐車場に付随する下記住宅の賃貸借契約を締結した場合は下記身上書欄記入不要
住宅名
氏 名 宇田川 幸夫 生年月日 西暦 1978年 11月 27日 (男) 女
職 務 先 大和リビング株式会社 電 話 大和リビング株式会社
所 在 地 東京都中央区新大塚1-4-1 大和リビング株式会社
緊急連絡先 大和リビング株式会社 電 話 大和リビング株式会社
主使用者氏名 大和リビング株式会社 電 話 大和リビング株式会社
主使用者住所 大和リビング株式会社 電 話 大和リビング株式会社

保証会社

住 所 〒132-0083 東京都千代田区新大塚1-4-1
フリガナ 大和リビング株式会社
氏 名 大和リビング株式会社
固定電話 03-4929-1180 携帯電話 ()

緊急連絡先

住 所 〒132-0083 東京都千代田区新大塚1-4-1
フリガナ 大和リビング株式会社
氏 名 大和リビング株式会社
固定電話 () 携帯電話 ()

媒介

媒介

②

契約締結日

貸借人(甲)					
貸借人(甲)の代理人	平30-0081 埼玉縣さいたま市中央区新都心1番地1 大和リビング株式会社 埼玉支店 芝居野 裕子 芳之	お取り扱い事業所 埼玉県八潮市大瀬六丁目8番地スト ライプ 1階 八潮営業所			
貸借人 (乙)	住 所 平346-0801 埼玉県八潮市八幡431-1 フリガナ ひろみ まつた 氏 名 宮田 孝夫 メールアドレス 所在地 〒 社 名 書類送付先 担当部署 担当者名 FAX	機密物品 固定電話 電話 () FAX () 電話 () FAX ()			
貸借人の概要	第2の2、本駐車場に付随する下記住宅の賃貸借契約を締結した場合は下記登記上書簿記入不要 住宅名 番号				
貸借人 (甲)	氏 名 平田 幸夫 勤 務 先 所 在 地 緊急連絡先 主使用章氏名 主使用者住所	生年月日 西暦 1978年 11月 27日 (男) 女 電 話 その電話番号			
保証会社	平102-0083 住 所 東京都千代田区神田1-4半蔵門ファーストビル 2階 フリガナ 氏 名 株式会社インタレスト 国定電話 03-0213-0250	生年月日 西暦 年 月 日 この統括 機密物品 ()			
緊急連絡先	住 所 フリガナ 氏 名 国定電話 ()	生年月日 この統括 携帯電話			
媒介					
媒介					

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4398

(1/1)

日付	令和 7 年 8 月 29 日	支出額	140,000 円
項目	事務所費	充当額	112,000 円
細目	事務所費	按分率	4/5
摘要	8 月事務所家賃		
備考			

支払証明書あり

理由 引き落としのため

貸店舗賃貸借契約書

貸主 [redacted] (以下甲という) と 借主 立石 泰 広
(以下乙という) と 連帯保証人 [redacted] (以下丙という) とは、下記条項に
基づき店舗賃貸借契約を締結した。

第1条 【物件の表示】

甲はその所有する下記建物（以下本件建物という）の1部である下記表示部分を
（以下賃貸借物件という）を乙に賃貸することを約し乙はこれを承諾した。

所在地	埼玉県川口市西川口6丁目4番13号
名称	第一ドリームハイツ
構造	鉄骨造・3階建 陸屋根
賃貸面積	総面積933.19㎡の内1階 101号 店舗面積 約50.48㎡（15.27坪）

第2条 【使用目的】

賃貸人は、賃貸借物件を（事務所）の目的にのみ使用し、その他の目的に使
用してはならない。

第3条 【賃貸借期間】

賃貸借期間は、令和5年 4月 1日から令和8年 3月31日迄の満3ヶ
年間とする。

第4条 【賃貸借期間中の解約】

賃貸借期間中に本契約を解約しようとする場合には、賃貸人は6ヶ月前、賃借人
は3ヶ月前迄に相手方に対し書面によりその予告をしなければならない。但し、
賃借人は、予告を変えて、3ヶ月分の賃借料相当額を支払い、即時解約すること
ができる。

第5条 【賃料、共益費、及び賃料、共益費の改定】

賃貸借の賃料は、月額金140,000円也（-----）、共益費は、月額金
-----円（消費税含む）とし賃借人は毎月末日までに翌月分を、賃貸人若し
くはその指定人に支払うか、或いはその指定口座に振り込むものとする。その場
合、振込手数料は賃借人が負担するものとする。但し、1ヶ月に満たない賃料は、
その月の日数によって日割り計算とする。

- 前項の賃料は、物価の変動、土地、建物に対する公租公課、その他経費の増加、
近隣土地建物賃料の変動、その他経済事情の変動に基づく事情により、当該賃料
が不相当と認められるに至ったときは、賃貸人及び賃借人の協議の上、これを改
定することができる。

第6条 【付加使用料】

賃借人の賃貸借物件使用に関連して生ずる賃貸借物件内の冷暖房費、及び電気、ガス、水道料などの費用（付加使用料）は、一切賃借人の負担とする。

第7条 【禁止事項】

賃借人は次の行為をしてはならない。

1. 賃借権の譲渡（担保提供その他これに準ずる場合を含む）及び賃借物件の転貸（共同使用その他これに準ずる場合を含む）
2. 賃借物件の用途変更
3. 名義の如何を問わず事実上第三者の使用に供する事。
4. 爆発物、発火の恐れのある物等の危険物、不潔、悪臭、その他、他人の迷惑となる物品の持ち込み。

第8条 【原状変更】

賃借人が、賃借物件に造作、設備の新設、除去、変更、その他原状を変更しようとするときは、賃貸人に対し、予めその設計図を呈示して、承諾書を得なければ着手できないものとし、それに要する費用は一切賃借人の負担とする。

第9条 【賃借人の代表者及び業種変更】

賃借人は、その代表者（取締役、支店長、その他名称の如何を問わず賃貸借物件の使用責任者）に変更があったときや、営業種目業態を変更しようとするときは、速やかにその旨を賃貸人に通知して、その承諾書を得なければならない。

第10条 【損害賠償】

賃借人又はその代理人、使用人、工事請負人、その他関係者の故意又は過失によって、賃貸人又は他の賃借人若しくは第三者に損害を与えた場合は、賃借人が一切の賠償をしなければならない。

第11条 【免責事項】

地震、火災、水害等の災害、盗難その他賃貸人の責に帰することのできない事由によって賃借人が蒙った損害に対しては、賃貸人は一切その責を負わないものとする。

第12条 【建物の管理】

賃貸人又はその使用人は、建物保全、衛生、防犯、防火、救護その他建物の管理上必要あるときは、予め賃借人に通知した上で、賃貸借物件に立ち入り、これを点検し、適宜の措置を講ずる事ができる。但し、非常の場合など、賃貸人が予めこの旨を賃借人に通知できないときは、事後速やかに賃借人に報告するものとする。

2. 前項の場合、賃借人は賃貸人の措置に対し協力しなければならない。

第13条 【借主の管理義務】

乙は本物件の善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
乙は、特に本物件の火災防止に留意するものとする。

第14条 【敷金】

本契約に基づく債務の履行を担保するため、賃借人は敷金として金230,000円也を本契約と同時に賃貸人に預け入れるものとする。但し、賃貸人はこれに対し利息を付さない。

2. 賃借人は賃貸借期間中は、敷金を以て賃料その他本契約に基づく債務の弁済に充当することができない。
3. 敷金は本契約が終了し、賃借人が賃貸借物件を完全に明け渡し、且つ賃貸人に対する一切の債務を賃借人が完済した3ヶ月後、若しくは賃貸人が新たに賃貸して、保証金、又は敷金等の預託を受けたときの何れか早い時点に、賃借人に対して返還するものとする。
4. 賃借人は敷金に関する債権を第三者に譲渡し、又は債務の担保の用に供してはならない。

第15条 【賃貸借契約の消滅】

天災地変その他不可抗力により、建物の全部又は一部が滅失若しくは破損して、賃貸借物件の使用が不可能になった場合は、本契約は当然終了するものとする。

2. 前項の場合、賃貸人は未返還の敷金を賃借人に返還する。

第16条 【貸主の解除権】

賃借人が次の場合の何れか1つに該当するときは賃貸人は何らの催告無しに、本契約を解除する事ができるものとし、この場合賃貸人が損害を蒙ったときは、賃借人に対してその損害の賠償を請求する事ができる。

1. 賃料その他債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 賃貸借物件を無断で第2条の目的以外に使用したとき。
3. 第7条の規定に違反したとき。
4. 他の賃借人の占有使用に著しい妨害を与えたとき。
5. 本契約又はこれに付随して締結した契約の各条項の1つに違反したとき。
6. 仮差押、仮処分、強制執行、破産、会社整理、会社更正、解散若しくは死亡、禁治産の宣告などがあったとき。
7. 著しく信用を失墜する事実があったとき。
8. 賃借人又はその使用人の故意又は過失により、賃貸借物件を著しく棄損し、又は賃貸借物件内で火災を発生せしめたとき。

第17条 【看板その他】

本物件建物外部に取り付ける看板、並びに1階入口共用付近の造作、置き看板などは、建物の品位を保ち、且つ全賃借人の公平を図るため、賃貸人の指定する場所以外は掲示することができない。又指定の場所といえども、その工事に要する費用は賃借人の負担とする。

第18条 【設備などの負担】

賃借人の営業種目、業態により、消防法並びに、その他の法の定めにより生ずる設備などは、全て賃借人の負担とする。

第19条 【造作買取請求権等】

賃借人は、賃貸借物件の明け渡しに際し、その事由名目の如何にかかわらず、諸造作及び設備について支出した必要費、有益費の償還請求、又は移転料、立退料、権利金など、一切の請求はもちろん、賃貸借物件に自己の費用を以て施設した諸造作、設備などの買い取りを賃貸人に請求することができない。

第20条 【原状回復義務等】

本契約終了と同時に賃借人は賃貸借物件内に設置した造作、その他の設備及び賃借人所有の物件を自己の費用を以て収去し、原状に復してこれを賃貸人に明渡すものとする。この場合において、賃借人が速やかに原状回復の処置を執らなかったときは、賃貸人は賃借人の費用負担において原状回復の処置を執ることができるものとし、賃借人はこれに対し、一切異議を申し立てないものとする。但し、原状回復の程度に就いては賃貸人が決定できるものとし、内装部分が残った場合も、賃借人は賃貸人に対し、一切の買い取り請求はできないものとする。

2. 本契約が終了し、賃借人が賃貸借物件を明渡した後に、賃貸借物件内に残置した賃借人の所有物があるときは、賃貸人は任意にこれを処分することができる。
3. 本契約終了と同時に、賃借人が賃貸借物件を明渡さないときは、賃貸人は本契約終了の翌日から明渡し完了に至る迄の賃料、及び付加使用料相当額の損害金を支払うはもちろん、そのため賃貸人が特別の損害を蒙ったときは、その損害をも賠償しなければならない。

第21条 【契約の更新】

本契約の更新は、本契約期間満了の6ヶ月前（賃貸人）、3ヶ月前（賃借人）迄に双方から解約の申し出が無い限り、賃貸人及び賃借人協議の上、期間満了の1ヶ月前までに契約更新を完了させるものとする。その際、賃料及び共益費の改定は賃貸人、賃借人双方協議の上、決定するものとする。

第22条 【協議事項】

本契約に定めのない事項、並びに契約条項の解釈に疑義が生じたときは、賃貸人及び賃借人は誠意をもって協議し、その解決に当たるものとする。

第23条 【連帯保証人】

連帯保証人は本契約に基づき、賃借人の負担する一切の債務履行に関し、賃借人と連帯してその責に任ずるものとする。但し、連帯保証人がその責に任ぜざるに至ったときは、賃貸人は賃借人に対して連帯保証人に変更、又は追加を求めることができる。

第24条 【付保険】

賃貸人及び賃借人は、火災等の災害に備え、各自所有物件についてその負担において損害保険に加入するものとする。

第25条 【合意管轄】

本契約に関する紛争については、浦和地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第26条 【強制執行】

乙は本契約上の金銭債務の履行を成さないときは、強制執行に付する事を認める。

第27条 【修繕及び費用負担】

本契約に関する修繕及び経費については次により各自負担とする。

(甲の負担するもの)

1. 賃貸借物件内を含む本件建物の主要構造部分の維持管理の為の修繕費用。
2. 本件土地建物に対する公租公課
3. 本件建物に関する火災保険料

(乙の負担するもの)

1. 賃貸借物件内に乙が設置した設備機器の修繕及び主要構造部分以外の修繕費用
2. 乙が設置した設備機器、什器備品などの保険料
3. 賃貸借物件内の空調、電気工事及び内外装工事、看板工事一式の費用

第28条 【遅延損害金】

乙は本契約上、第5条の家賃、共益費等を支払期日までに全部、又は一部を支払わなかった時は、延滞した家賃等の額に対し支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、年(365日当たり)14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞損害金を甲に支払わなければならない。

第29条 【特約条項】

1. 本物件建物外壁に看板等を取り付ける場合、甲の承諾を得る事とし、乙はその他の賃借人に迷惑をかける事のない取り付けをする事。
2. ダクト関係の排気は甲の承諾を得た場所に設置する事。
3. 賃料の振込先 
4. 更新契約の際に、乙は更新料として新家賃の1.5ヶ月分を甲に支払う事とする。
5. 当マンション敷地内にて駐車場使用料を賃料に含むものとする。

上記各条項承諾の上、確実に履行する事を誓約し、各自署名捺印して、店舗賃貸借契約証書とする。後日のために、本証書を2通作成し、双方1通ずつ所有するものとする。

令和5年 8月 2 日

(甲) 賃貸人

住所

氏名

(乙) 賃借人

住所

氏名

立石 泰広

TEL

(丙) 連帯保証人

住所

氏名

TEL

仲介業者

埼玉県知事(13)第6079号

埼玉県川口市西川口1丁目6番

株式会社 大槻工務店

代表取締役 大槻和彦

TEL 048-256-7377

宅地建物取引士

登録番号

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4448

(1/4)

日付	令和 7 年 8 月 31 日	支出額	18,000 円
項目	事務所費	充当額	16,200 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	駐車場賃料/ 3 台分/令和 7 年 9 月分		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

4448

(2/4)

領 収 証		No. _____
<u>いし川 たいし事務所様</u>		2021年 8月 5日
★18,000 -		
但	9月分	
上記正に領収いたしました		
内 訳		
税抜金額		
消費税額等(%)		

政務活動費 領収書等貼付用紙

4448

(3/4)

駐車場賃貸借契約書

貸主 を甲、借主小川ただし事務所を乙として甲、乙は標記記載の土地（以下本件土地という。）について駐車場の賃貸借に関し、本日下記の通り合意したので賃貸借契約を締結する。

1. 標記

賃貸借方式	駐 車 場 賃 貸 借		
土地の表示	所	在 埼玉県坂戸市八幡 1-3-3	地目 雑種地
	地番・地積	埼玉県坂戸市八幡 1-3-3	
賃料等	賃料	月額 1区画につき 6,000 円	
	保証金		

- 第 1 条 甲は、標記記載の土地（以下本件土地という）を駐車場として賃貸し、乙はこれを賃する。
- 第 2 条 乙は、本件土地を乙、又は乙への来客のための駐車場の目的にのみ使用し、その他の利用に供してはならない。
- 第 3 条 賃料は、標記記載のものとし乙は甲に対し毎月末日に翌月分の賃料を甲の指定する銀行口座に振込むものとする。振込手数料は乙の負担とする。
- 2 契約の始期、及び終期において1ヶ月に満たない端数の期間を生じた場合のその月の賃料は1ヶ月を30日として日割り計算による。
- 3 賃料の改定は契約日より1年を経過する毎に法令の制定改廃、経済情勢の変動、租税公課等の増加、付近の土地価格、又は土地の賃料の著しい変動、その他の事情により第1項に基づき決定した賃借料の増額が必要となった場合には甲、乙協議の上これを決定する。

〔甲の支払い条件〕

毎月末の日曜日に翌月の使用料を現金にて持参する

- 第 4 条 賃貸借期間は、契約日より1年間とする。但し、期間満了3ヶ月前までに当事者いずれかから書面による解約の意思表示をしないときは、本契約は自動的に1年間延長するものとし、以後期間満了になった場合も同様とする。
- 第 5 条 乙は、その責任において駐車場を管理し事由の如何を問わず事故（対人、対物を問わない）に基づく責任の一切を負担する。

政務活動費 領収書等貼付用紙

4448

(4/4)

- 第 6 条 甲、又は甲の使用人は、防犯、防火等、駐車場の管理保全のために必要のあるときはいつでも駐車場内に立ち入り必要な措置を講ずることができるものとする。
- 2 前項の場合に乙は、甲の措置に協力しなければならない。
- 第 7 条 乙は、次の各号に掲げる行為をすることができない。
- 1 本件土地の賃借権を第三者に譲渡、又は転貸すること。
- 2 本件土地に建物を建築すること、その他本件土地の現状に変更を加えること。
- 第 8 条 甲は、乙が本契約の各条項に違反したときは、何らの催告を要しないで直ちに本契約を解除することができる。
- 第 9 条 本契約が終了したときは、乙は直ちに自動車を移動し、かつ残留品を収去し、本件土地を原状に復して甲に返還するものとし、乙は甲に対し契約の翌日から原状回復の完了に至るまで返還が遅れた場合は当時の賃料の 3 倍に相当する損害金を支払う。尚、甲は乙の残留物の処分をすることができる。
- 第 10 条 甲は、本件土地の公租公課を負担し、本件土地を使用するために必要な諸手続費用、農地転用・地目変更の土地造成費用、その他土地開発にかかる費用、維持管理に伴う費用は乙の負担とするものとする。
- 第 11 条 本契約が解除された場合、乙は立退料その他の名目の如何を問わず金品の支払を一切甲に対して請求しない。

令和 4 年 7 月 15 日

以上のとおり、契約が成立したので本契約書2通を作成して、各々1通を所持する。

貸 主(甲)



借 主(乙) 小川直志事務所

埼玉県坂戸市八幡 1-1-2

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4479

(1/4)

日付	令和 7 年 9 月 1 日	支出額	21,540 円
項目	事務所費	充当額	19,386 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	セキュリティ代（令和 7 年 8 月分）		
備考			



入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
	普通		カハ マサオ

入出金明細

照会範囲：2025年07月01日～2025年08月30日 照会件数：25件

2025年08月30日 11時11分53秒時点の情報です。

全件数：25件 < 前の20件 21～25/25件を表示中

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高

政務活動費 領収書等貼付用紙

4479

(3/4)

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2025年09月01 日	21,540円		セコム	

全件数：7件

請求番号	2508903994
登録番号	T6011001035920

2025年08月04日

セコム株式会社



消費税率	税込計	消費税額
0%対象税込計		
8%対象税込計		
10%対象税込計	¥21,540	¥1,958
合計金額	¥21,540	¥1,958

お知らせ	
通信欄	

(1 / 1)

[illegible]

ご不明な点、お支払いの点がございましたらお手数ですが、ご連絡いただきましてお願い申し上げます。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4480

(1/3)

日付	令和 7 年 9 月 1 日	支出額	66,440 円
項目	事務所費	充当額	59,796 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所賃貸料 9 月分		
備考	66000+440=66440		

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*** ****
取扱店	お取引日	時刻
56702	07-09-01	09:55
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥66,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 (印) 認証
万円	千円	千円

お振込明細またはご案内

電信

お受取人

サイタマケソソソキン
カソ

普通 0661651

クキミツヒ"ツツ"ト"ウツヤハンハ"イ(カ様

登録番号 0001

ご依頼人

タカハツトツヒロ セイムカット"ウツ"ムツヨ様

電話番号 09018170065

取扱番号 400050

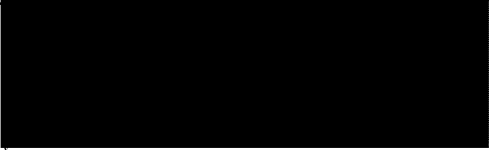
印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

政務活動費 領収書等貼付用紙

4480

(3/3)

賃貸借契約書			
令和 3 年 4 月 10 日			
賃貸人	住所	久喜市上清久1206-1	
	氏名	久喜三菱自動車販売株式会社	
賃借人	住所		
	氏名	高橋 裕裕	
場所	加須市土手2-17-15（旧プレカット工場事務所 1F）		
賃料	1ヵ月 60,000円（別途、消費税）		
	別途、電気、電話、ガス使用料、プロバイダー契約料は賃借人負担とする。		
	※ただし、公租公課の増徴、経済情勢、その他特別な変動があった場合は、契約期間中といえども賃料を変更するものとする。		
支払方法	前払いとし、毎月20日までに翌月分を支払うものとする。 ※別途、電気、電話、ガス代及びプロバイダー契約料は3ヵ月ごとに合算分を請求する。		
期間	自 令和3年 5月 1日		
	至 令和4年 4月 30日 満 1 年間 ※ただし、期間満了3ヵ月前に双方申し出無き場合は、期間を更新する。		
禁止	賃借権を第三者に譲渡または転賃することを禁止する。		
解約	賃貸人 3 ヶ月前予告		
	賃借人 3 ヶ月前予告 解約可能		
振込先			
	(ただし、振込手数料は、賃借人負担とする。)		

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4481

(1/2)

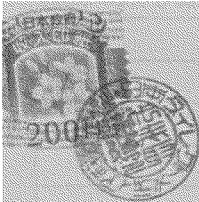
日付	令和 7 年 9 月 1 日	支出額	50,000 円
項目	事務所費	充当額	40,000 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	政務事務所家賃 9 月分		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4481

(2/2)



200円

領収書

関根信明 様

領収日 2025-09-01
領収書番号 REC-0000000115
登録番号 T5030001108388

件名 2025年9月分 政務調査事務所家賃(光熱費込)

日本ダイレクトメディア株式会社
高橋 満広
331-0823
埼玉県さいたま市北区日進町2-789みらい日進

小計	消費税	合計金額
50,000円	0円	50,000円

摘要	数量	単価	明細金額
2025年9月分 政務調査事務所家賃(光熱費込)	1	50,000	50,000

政務活動費 領収書等貼付用紙

4482

(1/3)

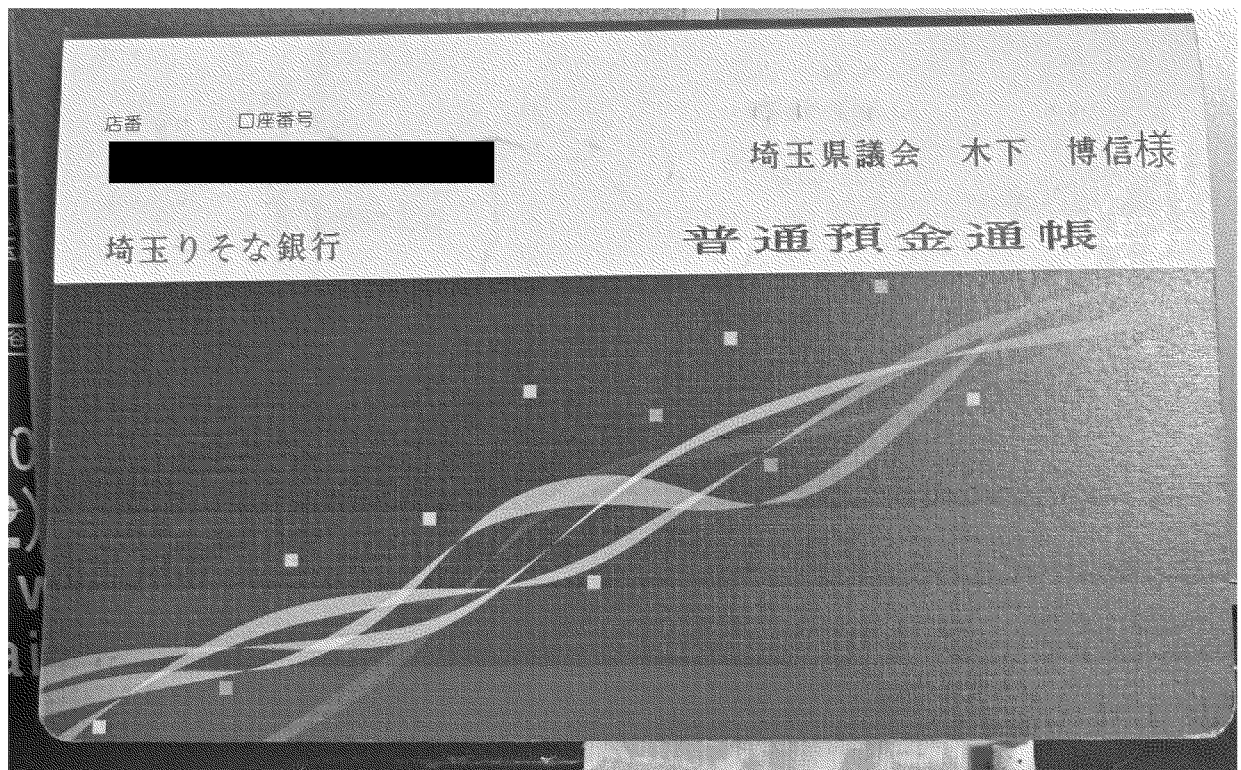
日付	令和 7 年 9 月 1 日	支出額	12,980 円
項目	事務所費	充当額	10,384 円
細目	事務所費	按分率	
摘要	事務所セコム 8 月請求分		
備考	政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため按分した額とする		

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4482

(2/3)



政務活動費 領収書等貼付用紙

(3/3)

年 月 日	摘 要	お 支 払 金 額	お 預 り 金 額	差					
[Redacted Content]									
					07-09-01	.振替	*12,980	セコム.カ	
					[Redacted Content]				

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 [項目名] お支払金額・お預り金額・差引残高
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4521

(1/2)

日付	令和 7 年 9 月 2 日	支出額	5,500 円
項目	事務所費	充当額	4,400 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	事務所看板代 R7. 9 月分		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4521

(2/2)

領 収 証		No. 008522
氏 名 浅井 明 様		2025 年 9 月 20 日
金額	¥ 5,500 -	
但し 前記の 2025 年 9 月 20 日 迄の 領収書 (2025 年 9 月 20 日 迄)		収 入 印 紙
上記の金額正に領収いたしました		
内 訳	BEST HOUSING	
税抜金額	株式会社ベストハウジング	
消費税額等 (%)	☒ 本 社 〒340-0016 埼玉県草加市中央 2 丁目 1 番 5 号 TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3023 ☐ 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町 三丁目 4 番 6 号 TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582 ☐ 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市永川町 2129 番地 1 TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140 ☐ 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚 六丁目 15 番 6 号 TEL 03-3860-1401 FAX 03-3860-1403 ☐ 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住 旭町 13 番地 8 TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3883	
社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。		

建 物 賃 貸 借 契 約 書 (事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名 称	森田ビル
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24
構 造・規 模	鉄骨造陸屋根3階建て
用 途	事務所
契 約 面 積	2 階部分 35.34 m ²

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023 年 7 月 1 日 から	3 年 0 月間
終期	2026 年 6 月 30 日 まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃 料	月額 117,700 円 (内消費税等 10,700 円・税率 10 %)
共益費(管理費)	月額 15,400 円 (内消費税等 1,400 円・税率 10 %)
保証金(敷金)	321,000 円 賃料の 3 ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・数引	
礼 金	円
賃料等の支払方法	支 払 時 期 翌月分を 毎月 27 日までに支払う ☒ 振込 ☐ 振込先金融機関名・支店名 口座種別 口座番号 口座名義人・フリガナ 振込手数料負担者 借主 持参先

(5) 貸主

貸主	氏名	電話 ()
	住所	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所
	氏名

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (☒ 有 ・ ☐ 無)

更新料の金額	☒ 新賃料の 1 ヶ月分 ・ ☐ 円
--------	---

特約条項

・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
・この場合借主は書面にて承諾の依頼をするともに配置図などを添付することとする。
・貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(別途法定消費税)を支払うこととする。
・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。
・消費税の税率に応じて消費税額相当分変動するものとする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和 5 年 6 月 10 日

貸主 住所

氏名

押印

電話番号

借主

住所

埼玉県越谷市越ヶ谷 1-8-6

氏名

浅井 明

電話番号 048 (962) 8777

連帯保証人

住所

氏名

電話番号

極度額

3,194,400

円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様

☐ 媒介 ・ ☒ 代理

取引態様

☐ 媒介 ・ ☐ 代理

免許証番号

国土交通大臣 (4) 第 6029 号

免許証番号

第

号

事務所所在地

埼玉県草加市栄町3丁目4-6

事務所所在地

商号

株式会社 ベストハウジング

商号

代表者等

八巻 康雄

代表者等

登録番号

第 号

登録番号

第

号

宅地建物取引士

所属する事務所 本店 宅地建物取引士

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4522

(1/2)

日付	令和 7 年 9 月 2 日	支出額	133,100 円	
項目	事務所費	充当額	53,240 円	
細目	事務所費	按分率	1/2	8/10
摘要	自民党越谷支部と共同事務所のため折半。事務所家賃代 R7.9 月分			
備考				

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4522

(2/2)

領 収 証		No. 008525
浅井明 様		2025年9月20日
金額	¥133,100-	
但し 森田ビル 201号室 2025年9月分賃料 ¥122 (2025年9月2日入金)		
上記の金額正に領収いたしました		
内 訳	BEST HOUSING	
税抜金額	株式会社ベストハウジング	
消費税額等(%)	☒ 本 社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番3号 TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029 ☐ 獨逸大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号 TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582 ☐ 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市水田町2129番地1 TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140 ☐ 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号 TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403 ☐ 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8 TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885	
社印・抜者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。		

建 物 賃 貸 借 契 約 書 (事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名 称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構 造・規 模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用 途	事務所		
契 約 面 積	2 階部分	35.34 m ²	

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023 年 7 月 1 日 から	3 年 0 月間	
終期	2026 年 6 月 30 日 まで		
貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。			

(4) 賃料等

賃 料	月額	117,700 円	(内消費税等	10,700 円 ・ 税率 10 %)
共益費(管理費)	月額	15,400 円	(内消費税等	1,400 円 ・ 税率 10 %)
保証金(敷金)		321,000 円	賃料の 3 ヶ月相当額	
保証金(敷金)の償却・数引				
		円		円
礼 金	円			
賃料等の支払方法	支 払 時 期	翌月分を 毎月 27 日までに支払う		
	☒ 振込 ☐			
	振込先金融機関名・支店名			口座種別
	口座番号		口座名義人・フリガナ	
	振込手数料負担者	借主	持参先	

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	()
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (☒ 有 ・ ☐ 無)

更新料の金額	☒ 新賃料の 1 ヶ月分 ・ ☐ 円
--------	---

特約条項

- ・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・この場合借主は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。
- ・貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
- ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(別途法定消費税)を支払うこととする。
- ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。
- ・消費税の税率に応じて消費税額相当分変動するものとする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和 5 年 6 月 10 日

貸主 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] 代理印 電話番号 [REDACTED]
借主 住所 埼玉県越谷市越ヶ谷 1-8-6
氏名 浅井 明 電話番号 048 (962) 5777
連帯保証人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]
極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)
取引態様 ☐ 媒介 ・ ☒ 代理 取引態様 ☐ 媒介 ・ ☐ 代理
免許証番号 国土交通大臣 (4) 第 6029 号 免許証番号 第 号
事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4-6 事務所所在地
商号 株式会社 ベストハウジング 商号
代表者等 八巻 康雄 代表者等 第 号
登録番号 第 号 登録番号 第 号
宅地建物取引士 所属する事務所 本店 宅地建物取引士

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4523

(1/2)

日付	令和 7 年 9 月 2 日	支出額	11,440 円
項目	事務所費	充当額	5,720 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	浄化槽注薬管理料		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

(2/2)

[illegible]

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4596

(1/1)

日付	令和 7 年 9 月 5 日	支出額	68,200 円
項目	事務所費	充当額	61,380 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃		
備考			

支払証明書あり

理由 毎月口座振替のため

更新契約書

物件名:大島ハイツ 101号室

No. [REDACTED]

所在地:埼玉県春日部市南四丁目26-4

契約者名: 榮 寛美 様

貸主及び借主は 令和5年05月26日 付賃貸借契約書記載の条件を次の通り更新することを
双方合意した。

1. 期 間 令和7年06月02日より 令和9年06月01日 までとする。
2. 敷 金 60,000 円
3. 賃 料 月額 総額 66,000 円 (本体 60,000 円 消費税 6,000 円)
4. 管 理 費 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
5. 共 益 費 月額 総額 2,200 円 (本体 2,000 円 消費税 200 円)
6. 駐 車 料 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
7. 付属施設料 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
8. 雑 費 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
9. 特 記 事 項 その他事項は原賃貸借契約書の内容をそのまま継承する。

令和 7 年 5 月 13 日

貸 主 住所: 埼玉県春日部市大場1057番地1

氏名: [REDACTED] 貸主代理人 (株)サンハウジング 代表取締役 金子勝博

借 主 住所: [REDACTED]

氏名: 榮 寛美 TEL: [REDACTED]

勤務先住所: 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

勤務先名: 埼玉県 勤務先TEL: 048-824-2111

連帯保証人 住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED] 印 TEL: [REDACTED]

緊急連絡先人 住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED] 印 TEL: [REDACTED]

仲介業者 免許番号: 埼玉県知事(3)第22757号

住所: 埼玉県春日部市大場1057番地1

会社名: 株式会社サンハウジング

代表者: 代表取締役 金子 勝博

宅地建物取引士: [REDACTED] 登録番号: [REDACTED] 号

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4642

(1/2)

日付	令和 7 年 9 月 8 日	支出額	45,440 円
項目	事務所費	充当額	40,896 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所賃料 9 月分		
備考	45000+440=45440		

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 お持ち帰りください。			
 埼玉りそな銀行			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		***	*****
取扱店	お取引日	時刻	
37706	07-09-08	11:23	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥45,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		J C 認証	
(1万円) (5千円) (1千円)		(硬 貨)	
万円 千円 千円		円	
お振込明細またはご案内			
お受取人			
登録番号 0001			
オハナキヒトセイムカット ウツムツヨ様			
ご依頼人			
電話番号			
取扱番号 400023			
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →			
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済 *****			

貸家賃貸借契約書

貸借人 尾花 球仁 氏 事務所 上庄市本町1-1-5
と 借借人

との間に、次のとおり貸家賃貸借契約を締結します。

- 第1条 (貸借物の表示) 貸借人はその所有する次に表示の貸家を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借することを約します。
貸家の所在(住所) 上庄市本町1-1-5
造 陸屋根 番 3 号 2 階
室 31 平方メートル(号室)
第2条 (賃借期間) 賃借物の期間に 年 月 日から 年 月 日までの 3 年間とします。ただし、賃借人・賃借人は、協議のうえで本契約を更新することができるとします。
第3条 (賃 料) 賃料は1か月金 45,000 円也とし、賃借人は毎月 25 日までに 前 月分を賃借人の住所に賃料もしくは現金として支払うものとします。ただし、その賃料が経済事情の悪化、公租公課の増額、近隣の賃貸との比較等により不相当となったときは、賃借人は、契約期間中であっても、賃料の増額の請求をすることができるとします。また、本件貸家の一室が、火災その他の災害で滅失したとき(ただし、いずれも残存部分のみで本契約の目的を達成できる場合に限り)は、賃借人は、契約期間中であっても、賃借人と協議に基づき、当該滅失部分を賃料に相当する賃料を減額することができるものとします。
第4条 (敷 金) 賃借人は敷金として金 45,000 円は賃借人から申し受けるものとします。敷金は賃料借費その他の本契約に基づいて生ずる賃借人の賃借人に対する債務を担保する目的で預けられるものであり、利息を付さないものとします。賃借人の前金への充當の範囲、方法およびその返還については本契約に定めるところによるものとします。
第5条 (使用目的) 賃借人は、賃借物を、賃借人の目的で使用する。他の用途に使用してはなりません。
第6条 (転貸等の禁止) 賃借人は、賃借物を譲渡し、もしくは本件貸家を転貸し(転貸、共同使用等事実上賃借権の譲渡、転貸と同様の結果となるすべての場合を含みます)、または賃借人の承諾なしに改修、改築、模様替え等をしてはなりません。また、賃借人は、本件賃借物の使用に必要であっても修繕を行う場合は賃借人の承諾を得なければなりません。ただし、賃借人が修繕が必要である旨通知し、もしくは賃借人がその旨知ったにもかかわらず、賃借人が相当期間内に必要修繕をしないとき、急迫の事情があるとき、または修繕の場合はこの限りではありません。
第7条 (当然終了) 本件賃借が、火災その他の災害で滅失または滅失したときは、本契約は当然に終了します。
第8条 (契約解除) 次の場合の一つに該当したときは、賃借人は、催告をしないで、直ちに本契約を解除することができるものとします。
一、賃借人の使用に供している本件賃借の一部が火災その他の災害で滅失し、これにより本契約の目的を達成することができないとき。
二、賃借人の承諾なく、本件賃借の改修、造作、模様替え等の原状の変更をおこなったとき。
三、賃借人の事前の承諾なく、賃借人が賃借権を譲渡し、または本件賃借を転貸するとき。
四、賃借人が自身あるいは契約締結時に賃借人に申告した家族以外の者に賃借人の事前の承諾なく本件賃借を占有させたとき。
五、長期不在により賃借権の行使を継続する意思がないと認められるとき。
六、賃借人につき仮差押、假処分または強制執行を受けたとき。
七、賃借人に対し競売、破産、特別清算、更生再生または会社更生の申立があったとき、あるいは賃借人が自らこれら手続の申立をしたとき。
八、賃借人が事業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき。
九、賃借人独自の手段小手段不渡処分を受け、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
十、賃借人の居座または信用状態が悪化し、本契約に基づく賃借の履行が困難になる恐れがあると認められる相当の事由があるとき。
十一、立社会勢力との関係において、(i)賃借人または賃借人の役員等が反社会的勢力と認められるとき、(ii)反社会的勢力が賃借人の経営に実質的に関係していると認められるとき、(iii)賃借人が反社会的勢力を利用したと認められるとき、(iv)賃借人が反社会的勢力に対して資金等を提供しもしくは便宜を供するな

- との関与が認められるとき、(v)賃借人自らまたは第三者を利用して不当な要求行為、脅迫行為もしくは暴力行為またはこれに準ずる行為をおこなったとき。なお、本号における反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動等標榜者または特殊な暴力団員、その他これに関連または準ずる者をいいます。
2 賃借人が、(i)賃料の支払いを怠ったとき、(ii)賃料の支払いを後援にわたって遅延したとき、(iii)本契約に定める使用目的以外の用途に使用したとき、(iv)その他本契約に違反したときにおいて、賃借人はこれを是正するよう催告をし、催告期間を経過した後にこれが是正されないときは、本契約を解除することができるものとします。ただし、(i)および(ii)について、前項に定める事項にも該当する場合は同項の定めを優先して適用し、これに服するものとします。
第9条 (使用上の注意) 賃借人は、貸室内において、危険、火災、その他近隣の迷惑となるべき行為をしてはなりません。
第10条 (損害賠償等) 賃借人(その家族を含みます)の責に帰すべき事由により本件賃借を汚損、破損したときは、賃借人はすみやかにこれを原状に回復し、または損害の賠償をするものとします。
第11条 (ガス等の使用料) 電気、水道、ガス等の使用料は、賃借人の負担とし、その実費を賃借人の定めた方法で支払うものとします。
第12条 (賃借人の解約申入れ) 賃借人は賃借人に対して1か月の予告をもって本契約の解約を申し入れることができます。ただし、賃借人は予告に代え1か月の賃料相当額を賃借人に支払って即時に解約することができます。
第13条 (延滞賃料等への充当等) 敷金に不足額が生じたとき、賃借人が賃料の支払いを怠ったとき、または第10条の損害賠償額を支払わなかったときは、賃借人は本契約終了前であってもその敷金をもってその滞り滞に充当することができるものとします。この場合、賃借人は賃借人に対し当該充当部分に相当する金額を敷金として交付しなければなりません。
第14条 (敷金の返還) 賃借人は、賃借権契約が終了し、賃借人から賃借物の明渡しを受けたときは、その明渡しと同時に敷金を賃借人に返還しますが、延滞賃料もしくは第10条の損害賠償額があるときは、または第16条に定める賃借人の義務が履行されないときはこれを差し引き、またはその費用を留保したうえでその残額を返還するものとします。
第15条 (修繕料等の不請求) 賃借人は、本件賃借の明渡しに際し、賃借人に対し、修繕料、立退き料その他これらに類する金銭上の請求をしないものとします。
第16条 (明渡しの際の原状回復義務等) 賃借人は、本件賃借の返還に際し、自己の所有または保管する物件を全部取去し、本契約中に賃借人が造作・加工・設置したものがあれば賃借人が取去を求めない旨表明した場合を除いてすべてこれを取去し、本件賃借を原状に復したうえで(ただし、通常の使用および収益によって生じた本件賃借の損耗ならびに本件賃借の経年劣化は当然回復の対象ではないものとします)、賃借人の立会を求め、本件賃借の引渡しをするものとします。
第17条 (連帯保証) 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく賃借人に対する賃借人の一切の債務について保証し、本契約に定める賃料 1 年分を上限として、賃借人と連帯して敷金の金を負うものとします。
第18条 (合意書) 本契約に關する紛争については、賃借人の居住地の裁判所を第1審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意しました。
第19条 (特約事項)

上記のとおり契約が成立しましたので本契約書 通を作成し、各目録を捺印のうえ、各1通を所持します。 令和 5 年 7 月 6 日

賃借人 現住所 氏 名
賃借人 現住所 氏 名
連帯保証人 現住所 氏 名

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4643

(1/2)

日付	令和 7 年 9 月 8 日	支出額	5,940 円
項目	事務所費	充当額	5,346 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	廃棄物処理代（可燃物・不燃物・プラ類・資源類等 2025 年 9 月 8 月分）		
備考			

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。

お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

RESONA

取引銀行 0017	取引店 [REDACTED]	口座番号 ***[REDACTED]
取扱店 38008	お取引日 07-09-08	時刻 12:37
お取引内容 振込	お取引金額(円) ¥5,500	手数料 ¥440
お取引後の残高(円) *****		おつり
お取引現金内訳 (1万円) 万円 (5千円) 千円 (1千円) 千円		C認証 (硬貨)

お振込明細またはご案内

お受取人
埼玉縣信用金庫
鴻巣支店
普通 0507032
1) ササツマツヨウテソ様

カネコエウタセイムカット"ウツ"ムツヨ様

ご依頼人

電話番号 [REDACTED]
取扱番号 300033

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

御 請 求 書

金子ゆう太県政事務所

御中

2025 年 9 月 1 日

製鉄原料

有限会社 笹島商店

埼玉県鴻巣市雷電1-3-15

TEL 048-541-0637・542-5197

FAX 048-541-8870

登録番号 T1-030002082644

下記の通り御請求申し上げます。

請求金額

¥5,500-

(税込)

日付	名 称	数 量		単 価	金 額	備 考
	廃棄物処理代(8月分)	1	式	5,000	5,000	
小 計					5,000	
消 費 税 額 (10 %)					500	
合 計					¥ 5,500	

◎お振込みは下記銀行へお願いします。

〈お振込先〉 埼玉信用金庫 鴻巣支店 普通 0507032

口座名義 有限会社 笹島商店

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4644

(1/2)

日付	令和 7 年 9 月 8 日	支出額	11,440 円
項目	事務所費	充当額	10,296 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	契約駐車場代＋振込手数料（10 月分）		
備考			

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。

お取引内容をお確かめのうえ、

お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行 0017	取引店 [REDACTED]	口座番号 [REDACTED]
取扱店 38841	お取引日 07-09-08	時刻 15:36
お取引内容 振込	お取引金額(円) ¥11,000	手数料 ¥440
お取引後の残高(円) [REDACTED]		おつり
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 万円 千円 千円		C認証 (硬貨) 円

お振込明細またはご案内		09月09日付電信
お受取人	トウキョウシソキン	
	シキ	
	当座 0200261	
ご依頼人	1) ケイキコウト子様	
	登録番号 0001	
	ススキマサト セイムカツト ウツムシヨ様	
電話番号 [REDACTED]		印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済
取扱番号 600003		

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

駐 車 場 契 約 書

所在地 富士見市水谷東 2-3248-1

名 称 富久 前 駐車場

番 号 No. [redacted]

賃 料 1ヶ月 金 11,000 円也 (消費税込 10%)

敷 金 金 円也 (無利息の約定)

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第1条 賃貸借の期間は令和7年5月16日より令和8年5月15日まで1年とする。
但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。

第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲指定の口座に振込むこと、万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告もせずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。

第3条 車は契約の場合以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又貸借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規制に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。

第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。

第7条 乙の車の場合で他車による事故発生或いは天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は速やかに損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除するときは、1ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

第10条 乙は賃借している場所であっても、車両以外の物一切を置いてはならないものとする。

特約条項

.....

.....

.....

振込先 [redacted]

上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上1通を所持する。

令和7年5月15日

貸主(甲) 住 所 埼玉県富士見市水谷東 8-33-14

氏 名 有限会社 恵久土地 [redacted]

代表取締役 市川 麗恵子

電 話

借主(乙) 住 所 埼玉県志木市中栄園 1-1-2

氏 名 鈴木 正人

電 話 048-476-7525

仲介人 住 所

氏 名

電 話

取引主任者 氏 名

登録番号

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4645

(1/2)

日付	令和 7 年 9 月 8 日	支出額	75,440 円
項目	事務所費	充当額	67,896 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃＋振込手数料（10 月分）		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

4645

(2/2)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行

取引銀行 0017	取引店 [REDACTED]	口座番号 [REDACTED]
取扱店 38841	お取引日 07-09-08	時刻 15:38
お取引内容 振込	お取引金額(円) ¥75,000	手数料 ¥440
お取引後の残高(円) *****		おつり
お取引現金内訳 (1万円) 万円 (5千円) 千円 (1千円) 千円		C 認証 (破 留) 円

お振込明細またはご案内

お受取人 カワケチツキ
ツキ
普通 0810281
カ) コスモ様
登録番号 0007

ススキマサト セイムカツト ウツムツヨ様

ご依頼人 電話番号 [REDACTED]
取扱番号 600004

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

事業用賃貸借契約書（事務所）更新

貸主代理 ㈱ コ ス モ (以下「甲」という。)と借主 鈴木 正 人 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	成 田 貸 事 務 所		
	所 在 地	(住居表示) 志木市中宗岡1-1-2 (登記簿) 志木市中宗岡1-3471-3		
	構 造	木造・鉄骨・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 () /瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他 () / ()階建/全 ()戸		
	種 類	事務所	新築年月	昭和 53年 4月
	面 積	49.55㎡		
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容

事務所

頭書(3) 契約期間

2024年 1月 15日 から 2027年 1月 14日まで (3年間)

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 75,000円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 (内消費税等 円)	家 財 保険料	10,000円
敷 金	150,000円 (賃料 2ヵ月)	礼金	円	附 属 施設料	月額 (内消費税等 円)
	円 (賃料 ヵ月)	償 却			
その他の条件					
貸与する建 本 数	棟 No. 本 数				本
賃料等の支払時期		翌月分を前月 日まで			
賃料等 の支払 方法	☒ 振 込				
	☐ 持 参	持 参 先			
	☐ 口座引落	委託会社名			

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅) TEL	
	(勤め先) TEL	(会社名・部署名)
	(携帯) TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称 株式会社 コスモ		
所在地	新座市新座3-4-41	TEL	048(480)3500
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号		
全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載		
管理担当者	氏名	(賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士:登録番号)	
	※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 更新に関する事項

更新事務手数料として家賃の1ヶ月分払うものとする

頭書(8) 特約事項

事務所内外装・設備等、借主は貸主に対して、買取請求しないものとする。
 明け渡し時は中には何も無い状態で引き渡すものとする。
 更新契約はいたしますが、建物老朽化に伴い生じる不具合は家主には修繕義務がなく、借家人が自ら修繕すべきものとする。
 事務所としての使用に耐えられなくなった場合は、速やかに明け渡すこと。明け渡しに際にかかる費用は貸主は一切負担いたしません。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年12月6日

甲・貸主 代理	氏名	株式会社コスモ	TEL	048(480)3500
	住所	新座市新座3-4-41		
乙・借主	氏名	鈴木 正人	TEL	
	住所			
連帯保証人	氏名		TEL	()
	住所			
保証機関	※機関保証を利用する場合に記入して下さい。			

	A	B
宅 地 建 物 取 引 業 者	商号又は名称	株式会社コスモ
	代表者の氏名	菊地 崇
	主たる事務所 所在地・TEL	新座市新座3-4-41 048-480-3500
	免許証番号	埼玉県知事(3)第21803号
	免許年月日	2年4月1日
宅 地 建 物 取 引 主 任 者	氏名	
	登録番号	
	業務に従事する 事務所名	株式会社コスモ
	事務所所在地 TEL	新座市新座3-4-41 048-480-3500
	商号又は名称	
	代表者の氏名	
	主たる事務所 所在地・TEL	
	免許証番号	()第 号
	免許年月日	年 月 日
	氏名	
	登録番号	知事第 号

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている誓面を兼ねています。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4646

(1/2)

日付	令和 7 年 9 月 8 日	支出額	5,500 円
項目	事務所費	充当額	4,950 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	廃棄物処理代（8 月分）		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

4646

(2/2)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行 0017	取引店 [REDACTED]	取引番号 [REDACTED]
取扱店 38841	お取引日 07-09-08	時刻 15:37
お取引内容 振込	お取引金額(円) ¥5,500	手数料 ¥0
お取引後の残高(円) *****		おつり
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 万円 千円 千円		C認証 [REDACTED]

お受取人	お振込明細またはご案内	
	サイタマリソナ シキ 普通 0619492 オオムラシヨウシ" (カ様 登録番号 0002	
	スス"キマサト セイムカツト"ウツ"ムツヨ様	
ご依頼人	電話番号 [REDACTED] 取扱番号 080005	印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済 *****

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

出力日 : 2025/09/04 16:42

請求書



請求先 (発行先コード: XXXXXXXXXX) 〒353-0002 埼玉県志木市 中宗岡1-1-2 TEL : 048-476-7525 鈴木正入事務所 御中	請求元 〒353-0003 埼玉県志木市下宗岡 2-18-20 TEL : 048-472-0328 大村商事株式会社 登録番号 : T1030001045230	請求書発行日 2025年9月3日(水)
		請求書番号 000050429
		締日 2025年8月31日(日)
		支払期限 2025年9月30日(火)

平素は格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

請求金額	5,500 円
件名 : 廃棄物処理代	

※BtoBプラットフォーム 請求書では、請求書発行者のID及び履歴情報保管により、信頼性が担保されています。

前回請求金額	入金額	調整金額	繰越金額	今回請求金額 (税抜)	今回消費税額	今回請求金額 (税込)
				5,000	500	5,500

10%対象 (税抜)	5,000	消費税額	500	請求金額 (税込)	5,500
------------	-------	------	-----	-----------	-------

支払方法	銀行振込
振込先	(0133)武蔵野銀行 (022)志木 当座預金 2000597 およみほけ(あ)
	(0017)埼玉りそな銀行 (388)志木支店 普通預金 0619492 およみほけ(あ)
備考	

請求元：大村商事株式会社

出力日：2025/09/04 16:42

明細日付	明細項目	単価	数量	単位	金額	消費税額	請求金額
明細番号		部門			備考		
メモ1				メモ2			
会計伝票日付	借方負担部門	借方科目	借方補助科目	貸方負担部門	貸方科目	貸方補助科目	
摘要							
2025/08/31	廃棄物処理代8月分	4,000	1	式	4,000 (消費税 10%)		
	()鈴木正人事務所						
			---				---
2025/08/31	段ボール収集運搬費	1,000	1	式	1,000 (消費税 10%)		
	()鈴木正人事務所						
			---				---

※商品コードは16桁まで表示されます。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4716

(1/4)

日付	令和 7 年 9 月 11 日	支出額	150,000 円
項目	事務所費	充当額	135,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	政務活動事務所家賃		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

4716

(2/4)

2025/09/11 13:30

振込受付完了 | パワーダイレクト

 **新生銀行**

振込受付完了

以下の内容で振込を受け付けました。

振込日	2025/09/11
振込依頼人名	スガ アキオ
金融機関	埼玉りそな銀行
支店 / 出張所	霞ヶ関支店
預金種目	普通
口座番号	0262233
お受取人名	カ) シュウタク
振込金額	150,000 円
手数料	75 円
キャッシュバック金額	75 円
出金金額合計	150,000 円

これは領収書ではありませんので、ご注意ください。

※「振込依頼人名」について

「振込状況照会・取消」画面の印刷ボタンから本画面を表示すると、お客さまが振込依頼人名を変更して振込された場合も、「振込依頼人名」には口座名義が表示されます。

振込先金融機関には変更後の振込依頼人名で振込されています。

振込依頼人名の確認については[こちら](#)を参照してください。

閉じる

Copyright © SBI Shinsei Bank, Limited. All rights reserved.

<https://bk.web.sbinetbank.co.jp/print/transferComplete.html>

1/1

61-1 事業用建物／普通賃貸借契約【連帯保証人型】

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名 称	大丸屋
所在地(住居表示)	埼玉県川越市連雀町14-5
構 造・規 模	土・木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 他増築
用 途	事務所
契 約 面 積	1 階部分 約38 m ²

(2) 使用目的

事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023 年 7 月 12 日 から	3 年 月間
終期	2026 年 7 月 11 日 まで	
貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。		

(4) 賃料等

賃 料	月額 150,000 円 (内消費税等 円・税率 %)
共益費(管理費)	月額 0 円 (内消費税等 0 円・税率 0 %)
保証金(敷金)	0 円 賃料の ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引	
	円
礼 金	0 円
賃料等の支払方法	支 払 時 期 翌月分を 毎月 末 日までに支払う
	☒ 振込 ☐
	振込先金融機関名・支店名 埼玉りそな銀行 支店 口座種別
	口座番号 口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者 借主 持参先

(5) 貸主

貸主	氏名 株式会社秀拓	電話 049 (233) 1103
	住所 埼玉県川越市市場新町14-2	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所
	氏名

政務活動費 領収書等貼付用紙

4716

(4/4)

(6) 連帯保証の極度額

極度額	1,500,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項

更新料の有無 (☐ 有 ・ ☒ 無)

更新料の金額	☐ 新賃料の	ヶ月分 ・ ☐	円
--------	-------------------------------	--------------------------------	---

特約条項

◆本契約は、転貸借契約です。別添の事項が追加条項となります。
◆貸室内エアコンは残置物扱いとするため、故障等の修繕及び交換において貸主は一切責を負わないものとします。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和5年6月24日

貸主

住所

埼玉県川越市市場新町14-2

氏名

株式会社秀拓
代表取締役 米原恭淳

電話番号

049 (233) 1103

借主

住所

氏名

須賀 昭夫

電話番号

080 (2568) 7260

連帯保証人

住所

氏名

電話番号

極度額

1,500,000 円

※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

取引態様

☒ 貸主 ・ ☐ 代理

免許証番号

埼玉県知事(12)第 9359 号

事務所所在地

埼玉県川越市市場

商号

株式会社 秀拓

代表者等

米原 恭淳

登録番号

宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様

☐ 媒介 ・ ☐ 代理

免許証番号

事務所所在地

商号

代表者等

登録番号

宅地建物取引士

2 / 9 建物賃貸借契約書 61-1 事業用建物 / 普通賃貸借契約【連帯保証人型】
(公社)全日本不動産協会 '2212

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4743

(1/2)

日付	令和 7 年 9 月 12 日	支出額	990 円
項目	事務所費	充当額	792 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	9 月分ダスキン使用料		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4743

(2/2)

納品・領収書

No. 0001056266

T8080001060421

ダスキン マルシ

株式会社マルシ

〒367-0062 本庄市小島南3丁目B-19

TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

神尾 たかよし 様

納品日 7年 9月12日 次回は 月 日 曜日

担当

品名	数量	金額	個数	金額
PM-DF フロアーマップF	1	990	1	
* 納品合計10%		990 内消費税 ***		

おしり

印紙
5万円以上
貼付

990

南国米収額